

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学輸血療法委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院輸血療法委員会規程（平成18年旭医大達第43号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 臨床検査・輸血部長</p> <p>(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</p> <p>(3) 手術部副部長</p> <p>(4) 集中治療部副部長</p> <p>(5) 診療科（<u>内科（代謝・免疫・消化器・血液）</u>，精神科神経科，<u>外科(血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管)</u>，眼科，放射線科及びリハビリテーション科を除く。）の教員 各1人</p> <p><u>(6) 内科（代謝・免疫・消化器・血液）の教員のうちから 2人（新設）</u></p> <p><u>(7) 外科(血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管)の領域の教員 各1人（新設）</u></p>	<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 臨床検査・輸血部長</p> <p>(2) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</p> <p>(3) 手術部副部長</p> <p>(4) 集中治療部副部長</p> <p>(5) 診療科（精神科神経科，眼科，放射線科及びリハビリテーション科を除く。）の教員 各1人</p>

- (8) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 1人
- (9) 副薬剤部長のうちから 1人
- (10) 経営企画部副部長（経営戦略担当）
- (11) 副看護部長（業務担当）
- (12) 専任リスクマネジャーのうちから 1人
- (13) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人
- (14) 輸血専任看護師
- (15) 診療技術部臨床工学技術部門長
- (16) 経営企画課長
- (17) 医療支援課長

2 前項第2号，第5号から第9号，第12号及び第13号の委員は病院長が指名する。

（任期）

第4条 前条第1項第2号，第5号から第9号，第12号及び第13号の委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任されることができる。

第5条（略）

（委員会の開催）

第6条 委員会は，委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 第3条第3号から第17号に規定する委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合には，あらかじめ委員長の了承を得た者を代理に出席させることができる。この場合において代理出席した者は，第3条に規定する委員とみなす。

第7条～第9条（略）

- (6) 臨床検査・輸血部輸血・細胞療法部門の技師のうちから 1人
- (7) 副薬剤部長のうちから 1人
- (8) 経営企画部副部長（経営戦略担当）
- (9) 副看護部長（業務担当）
- (10) 専任リスクマネジャーのうちから 1人
- (11) 看護師長又は副看護師長のうちから 若干人
- (12) 輸血専任看護師
- (13) 診療技術部臨床工学技術部門長
- (14) 経営企画課長
- (15) 医療支援課長

2 前項第2号，第5号から第7号，第10号及び第11号の委員は病院長が指名する。

（任期）

第4条 前条第1項第2号，第5号から第7号，第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は，再任されることができる。

第5条（略）

（委員会の開催）

第6条 委員会は，委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 第3条第3号から第15号に規定する委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合には，あらかじめ委員長の了承を得た者を代理に出席させることができる。この場合において代理出席した者は，第3条に規定する委員とみなす。

第7条～第9条（略）

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第3条、第4条第1項及び第6条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

輸血療法委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。